

公益財団法人日本バスケットボール協会 ユニフォーム規則

第1節 総則

第1条〔目的〕

本規則は、国内で開催される公式競技会および準公式競技会（以下「試合」という。）における、当該試合に出場するチーム（以下単に「チーム」という。）に所属するプレーヤーおよび交代要員（以下「チームメンバー」という。）が着用するユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔適用除外〕

- 1 本規則の定めにかかわらず、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグもしくは一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブの保有する（ユースチームを含む）チームまたは一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチームの、試合における着用ユニフォームについては、各リーグにおいて個別にユニフォームに関する規定を定めている場合、当該規定に従うものとする。
- 2 本規則の定めにかかわらず、3x3競技の試合における着用ユニフォームについては、各試合の大会要項に従うものとする。

第3条〔ユニフォームの定義〕

本規則における「ユニフォーム」とは、試合中にチームメンバーが着用する「シャツ」、「パンツ」および「ソックス」のことをいう。ユニフォーム以外のウォームアップウェア、トラックスーツ、その他これに類する着用品については、当該試合時点における最新のバスケットボール競技規則（以下「競技規則」という。）および大会要項によるものとする。

第4条〔ユニフォームの着用〕

- 1 チームメンバーは、国内で開催される試合において、本規則に則り作成されたユニフォームを着用しなければならない。
- 2 前項のユニフォームは、対戦するチームを明確に識別できるものでなければならない。また、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン（形状、色および模様）のものを着用しなければならない。

第5条〔ユニフォームの製作〕

- 1 チームは、第7条に定める淡色のユニフォームおよび濃色のユニフォームを各2セット以上用意しておかなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、国内で開催される試合においては、主催者の判断により、チームの用意すべきユニフォーム数を決定することができる。

第2節 ユニフォームのデザイン

第6条〔ユニフォームの形状〕

- 1 シャツに袖がある場合は、肘より上の長さのものでなければならない。長袖は認められない。
- 2 パンツの丈は膝より上の長さでなければならない。膝頭に懸かる丈のパンツは認められない。
- 3 ソックスは、特に長さの指定はしないが、シューズから見える状態でなければならない。

第7条〔ユニフォームの色の区分〕

- 1 ユニフォームの色は、「淡色」または「濃色」に区分され、「淡色」とはシャツおよびパンツの色が白色または白色を基調とした淡い色合いのものをいい、「濃色」とはシャツおよびパンツの色が白色以外の濃い色合いのものをいう。
- 2 同一の大会において、同じユニフォームを「淡色」および「濃色」として両用することは認められない。

第8条〔シャツおよびパンツの色〕

- 1 シャツおよびパンツの色は、前面および背面の主となる色が同じ色でなければならない。
- 2 対のシャツおよびパンツの色は、主となる色が同じ色でなければならない。
- 3 シャツおよびパンツの色に「ゴールド(金色)」または「レモンイエロー(黄色)」などの淡色・濃色の判別が付き難い色を用いる場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。
 - (1) 濃色として用いる場合は、相手チームが着用する淡色のユニフォームと明確に識別できる濃い色合いのものでなければならない。
 - (2) 淡色として用いる場合は、相手チームが着用する濃色のユニフォームと明確に識別できる淡い色合いのものでなければならない。
- 4 シャツおよびパンツの色に「グレー(灰色)」または「シルバー(銀色)」を用いることは認められない。ただし、第9条に定める選手番号および別表3に定める切替部の範囲においては、これらの色を用いても差し支えない。

第9条〔ソックスの色〕

ソックスの色は、シャツおよびパンツと異なる色であっても良いが、全てのチームメンバーのソックスの主となる色が同じ色でなければならない。

第10条〔選手番号〕

- 1 シャツの前面および背面には、シャツの色と異なり、明確に識別できる色で各チームメンバーに割り当てられた番号(以下「選手番号」という)を付けなければならない。なお、パンツに選手番号を付けることはできない。
- 2 選手番号は、「0」から「99」までの整数および「00」のいずれかの数字を使用するものとし、「01」または「02」など、「00」以外の先頭に「0」を付けた数字を使用することはできない。また、同一チーム内において、異なるチームメンバーが同じ選手番号を使用してはならない。
- 3 選手番号を付ける位置等の詳細は、別表1のとおりとする。
- 4 選手番号の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。

第11条〔ユニフォームに付けることができるもの〕

- 1 選手番号以外でユニフォームに付けることができるものは次の各号のとおりとし、その位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるサイズやデザインのものは認められない。
 - (1) チーム名
 - (2) チームロゴ
 - (3) 製造メーカーロゴ
 - (4) 都道府県・都市・地域名
 - (5) チームメンバー名
- 2 前項のものを付けることができる位置等の詳細は、別表2のとおりとする。
- 3 チームは第1項の規定にかかわらず、次節の規定に従い、ユニフォームに広告(チーム名以外の団体名もしくは個人名、またはその商品の告知・販促を目的とした表記)を表示することができる(以下、「ユニフォーム広告」という。)

第12条〔ユニフォームの模様〕

ユニフォームの模様を施すことができる位置等の詳細は、別表3のとおりとする。

第3節 ユニフォーム広告

第13条〔ユニフォーム広告の表示〕

- 1 チームは、主催者の承認を得て、ユニフォーム広告を表示することができる。なお主催者は、大会要項にユニフォーム広告の表示について明記しておかなければならない。
- 2 本協会が主催する次の各号の試合においてユニフォーム広告を表示しようとするチームは、別紙「ユニフォーム広告等申請書」に必要事項を記入の上、本協会に当該申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。
 - (1) 天皇杯バスケットボール選手権
 - (2) 皇后杯バスケットボール選手権
 - (3) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインターカップ)
 - (4) 全国 U15 バスケットボール選手権大会(ジュニアウインターカップ)
 - (5) 全国ミニバスケットボール大会
- 3 ユニフォーム広告を表示できる位置等の詳細は、別表4のとおりとする。
- 4 ユニフォーム広告の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるデザインのものとは認められない。

第14条〔ユニフォーム広告の内容制限〕

- 1 次の各号のいずれかに該当する内容のユニフォーム広告は、一切表示してはならない。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 反社会的な内容のもの
 - (3) 意見広告や売名を目的としたもの(スローガンまたはメッセージ等)
 - (4) 人権侵害もしくは名誉毀損にあたるもの、または差別的なもの
 - (5) 責任の所在が不明確なもの
 - (6) 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの
 - (7) 風俗営業およびこれに類するもの
 - (8) 政治団体または宗教団体の活動に関するもの
 - (9) その他、本協会が相応しくないと判断したもの
- 2 本協会は、ユニフォーム広告の広告主の業種について、別途制限を設けることができる。

第15条〔ユニフォーム広告の表示制限〕

- 1 本協会または主催者は、ユニフォーム広告が不適當であると判断した場合、当該チームに対して広告が表示されたユニフォームの着用を停止または広告を隠す処置を施すことを命じることができる。
- 2 試合会場の施設管理者より、ユニフォーム広告に対して広告掲出料の支払いを課せられた場合は、当該チームは主催者の支払いに関する指示に従わなければならない。

第4節 附則

第16条〔その他〕

本規則に定めのない事項については、競技規則または大会要項によるものとする。なお、競技規則または大会要項に定めのない事項については、本協会または主催者の判断に従うものとする。

第17条〔附則〕

本規則の定めにかかわらず、国内において開催される国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という。)主催の公式競技会における着用ユニフォームについては、FIBAの規定に従うものとする。

第18条〔規則の改廃〕

本規則の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

第19条〔施行〕

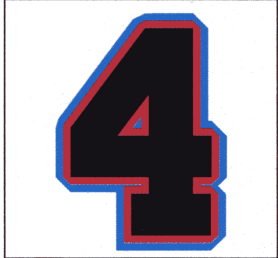
本規則の内、第3節の規定については、2020年3月1日から施行し、その余については2020年4月1日から施行する。ただし、本規則制定時に効力を有するユニフォーム広告に関する契約に基づくユニフォーム広告については、契約の有効期間に限り、第13条第3項および第14条第2項を適用せず、従前の例による。

第20条〔移行期間〕

前条の規定にかかわらず、本規則の施行後3年間(2020年4月1日から2023年3月31日まで)は、第10条第1項のなお書きおよび第11条第2項の規定については、なお従前の例による。

2019年11月14日制定

別表1 選手番号の詳細

	詳細
位置／数	・シャツ前面に1箇所(必須) ・シャツ背面に1箇所(必須) ・シャツ前面の選手番号は見え難い位置に付けてはならない。 ・選手番号は全てのロゴ、模様および広告から「5cm」以上離れていなければならない。
サイズ	・シャツ前面の選手番号の高さは「10cm」以上、シャツ背面の選手番号の高さは「20cm」以上でなければならない。 ※番号の縁取りや縫い取りの部分は高さに含めない(縁取りや縫い取りの部分を除いた高さがそれぞれの規定以上でなければならない)。
デザイン	・選手番号は、縁取りや縫い取りも含め、全てのチームメンバーが同じデザイン(形状および色)でなければならない。 ・選手番号は、それぞれの数字の幅が最も狭い部分で「2cm」以上なければならない。 ※縁取りや縫い取りの部分はこれに含めない。 ・選手番号の色は、シャツの色と異なり、明確に識別できる色でなければならず、縁取りや縫い取りがない番号単独の状態でも、明瞭に見えるものでなければならない。縁取りや縫い取りの色については規定しない。 ・縁取りおよび縫い取りは次のとおりとする。 ①1重の縁取り(図2)、2重の縁取り(図3)、中抜き(図4)は認められる。 ②立体に見える縁取り(図5)、影付きの縁取り(図6)は番号が判別し難くなるため認められない。 ・番号の周囲を、円形、矩形(長方形)または楕円形などの囲いで囲むことは認められない。 (図1)  縁取りなし(可) (図2)  1重の縁取り(可) (図3)  2重の縁取り(可) (図4)  中抜きの縁取り(可) (図5)  立体に見える縁取り(不可) (図6)  影付きの縁取り(不可)

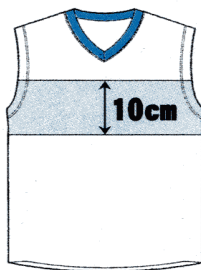
別表2 ユニフォームに付けることができるものの詳細

	位置／数	サイズ	その他	例
チーム名	・シャツ前面に1箇所かつ2行以内 ・シャツ背面に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6 cm」以内		
チームロゴ	・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所	・1箇所あたり「20cm²」以内		
製造メーカーロゴ	・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所 ・1組のソックスに各1箇所	・1箇所あたり「20cm²」以内		
都道府県・都市・地域名	・シャツ前面(選手番号の上部)に1箇所かつ2行以内 ・シャツ背面(選手番号の上部)に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6 cm」以内		TOKYO、Tokyo、東京、Nerima、NERIMA、練馬など
チームメンバー名	・シャツ背面に1箇所かつ1行のみ	・高さは「6 cm」以上「8 cm」以内・	姓/名またはコートネームなど、表記の種類をチーム内で統一すること	Hasegawa、HASEGAWA、長谷川、Takashi、TAKASHIなど

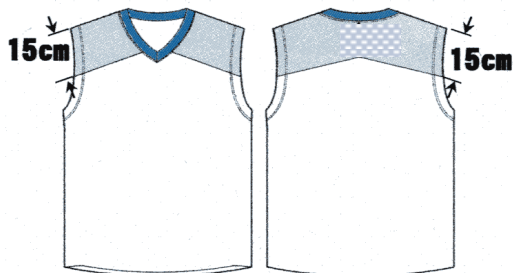
別表3 ユニフォームの模様の詳細

	シャツ	パンツ
色の切替え	・シャツを横切る切替えの幅は「10cm」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図1) ・肩周りの切替えの幅は、頂点(肩線)から「15cm」以内とする。(図2) ・脇の切替えの幅は「20cm」以内とする。(図3) ・図1、図2および図3の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびパイピング等を含めた寸法とする。 ・切替えの境界から選手番号までは「5cm」以上離れていなければならない。	・パンツの脇の切替えの幅は「20cm」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図4・5) ・パンツの腰の切替えの幅は「15cm」以内とし、ウエストおよびゴム部分も切替えの一部とみなす。(図6) ・パンツの裾の切替えの幅は「15cm」以内とする。(図7) ・図4、図6および図7、または図5、図6および図7の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびパイピング等を含めた寸法とする。
その他の模様	・上記の切替え部内であれば、星、ダイヤなどのモチーフプリントを施したり、グラデーションを施すことなども認められる。 ・細いライン(ストライプ)は、ラインの幅が「2mm」以内で、ラインとラインの間隔が「3cm」以上でなければならない。	

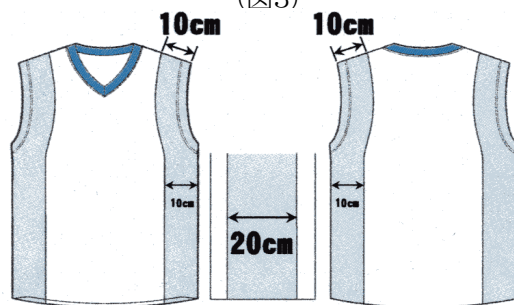
(図1)



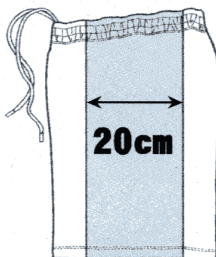
(図2)



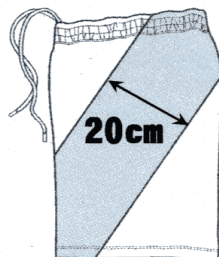
(図3)



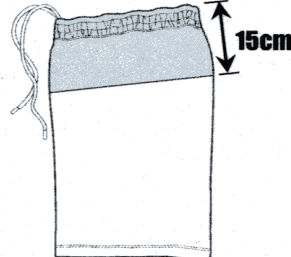
(図4)



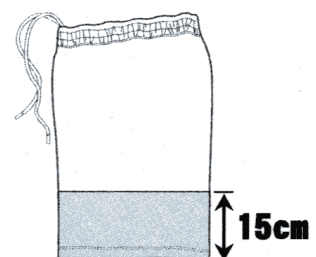
(図5)



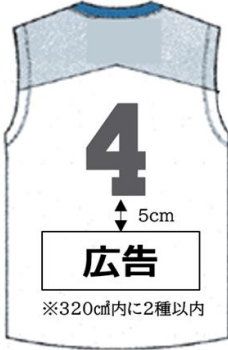
(図6)



(図7)



別表4 ユニフォーム広告の詳細

	詳細
位置/数	・シャツの前面に1箇所かつ1種のみ(図1) ・シャツの背面に1箇所かつ2種以内(図2) ・パンツ前面かつ右脚部に1箇所かつ1種のみ(図3)
サイズ(広告の最大幅に最大高を乗じて算出した面積)	・シャツ:1箇所あたり「320cm²」以内(2種の場合は320cm²内に分割して表示)(図1・2) ・パンツ:1箇所あたり「100cm²」以内(図3)
(図1)  (図2)  (図3) 	

JBAユニフォーム広告申請書

記入日： 年 月 日

所属都道府県		チーム名		男子 ・ 女子
所属カテゴリー		チームID		
申請者（氏名）		電話番号		
		E-Mail		

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所		広告主名 例：〇〇機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ （最大幅×最大高）	広告契約期間
シャツ	前面①				年 月 日 から 年 月 日
	背面①				年 月 日 から 年 月 日
	背面②				年 月 日 から 年 月 日
パンツ	前面①右脚				年 月 日 から 年 月 日

※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

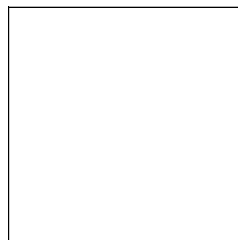
備考

--

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

（公財）日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当

承認日： 年 月 日



JBA承認印

《記入例》

JBAユニフォーム広告申請書

記入日：2019年11月20日

所属都道府県	東京都	チーム名	●●レッドスパークス	男子・女子
所属カテゴリー	一般	チームID	T ×××××××× (9桁)	
申請者（氏名）	バスケ 三太郎	電話番号	090-××××-●●●●	
		E-Mail	japanbaske@××××.jp	

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所		広告主名 例：〇〇機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ (最大幅×最大高)	広告契約期間
シャツ	前面①	バスケット株式会社	アパレル業	240cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
	背面①	株式会社アカツキファイブ	飲食業	120cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
	背面②	JBAボール株式会社	製造業	200cm	2019年4月1日 から 2019年3月31日
パンツ	前面①右脚	×	×	×	年 月 日 から 年 月 日

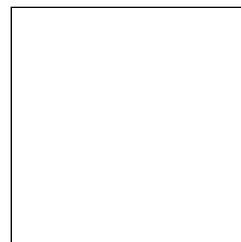
※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

備考

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

（公財）日本バスケットボール協会 企画総括グループ 競技運営担当

承認日： 年 月 日



JBA承認印